別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成27年８月26日から平成27年11月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

②　申請書及び資料等の提出期限　平成27年８月27日から平成27年９月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年10月22日から平成27年11月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

④　入札書の締切日時　平成27年11月20日12時00分

⑤　開札の日時　平成27年11月26日10時00分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 8 月 26 日

国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪大学（吹田）福利会館新営その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　大阪府吹田市山田丘２番１号（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）

⑷　工事概要　建築工事一式（改築鉄骨造地上７階建・建物延べ面積3,770㎡、改修鉄筋コンクリート造地上１階建・建物延べ面積1,711㎡）の福利会館新営その他工事である。

⑸　工期　平成28年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鉄骨約710ｔ、鉄筋約130ｔ、コンクリート約1,500㎥、板ガラス約730㎡

⑺　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑻　本工事においては、競争参加資格確認申請、資料の提出及び入札を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成27・28年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,190点以上であること。

⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延べ床面積3,500㎡以上の校舎、研究施設の新築工事又は改修工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。経常建設共同企業体にあっては、各構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経常建設共同企業体にあっては、各構成員が、専任で上記技術者を配置できること。

①　一級建築士。

②　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

③　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延べ床面積3,500㎡以上の校舎、研究施設の新築工事又は改修工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

⑹　国立大学法人大阪大学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

・評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ、与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」に関しては、提案の内容により、評価項目毎にＡ（10点）／Ａ１（９点）／Ｂ（８点）／Ｂ１（７点）／Ｃ（６点）／Ｃ１（５点）／Ｄ（４点）／Ｄ１（３点）／Ｅ（２点）／Ｅ１（１点）／可（０点）により評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、提案の内容により、Ａ(10点)／Ａ１(９点)／Ｂ（８点）／Ｂ１（７点）／Ｃ（６点）／Ｃ１（５点）／Ｄ（４点）／Ｄ１（３点）／Ｅ（２点）／Ｅ１（１点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。なお、「不適切」の評価を受けた入札参加希望者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、以下の項目について評価する。

①　ライフサイクルコストの低減に資する技術提案

②　建物の部分使用や動線等への配慮に関する取組に関する技術提案

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、再度の施工を行うものとする。再度の施工が困難或いは合理的でない場合は、契約金額の減額等を行う。併せて「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行う。